

地下水の水質汚濁に係る環境基準

(単位：mg/リットル)

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003以下	1,1,1-トリクロロエチレン	1以下
全フッ素	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエチレン	0.006以下
鉛	0.01以下	トリクロロエチレン	0.01以下
六価クロム	0.02以下	テトラクロロエチレン	0.01以下
砒素	0.01以下	1,3-ジクロロプロパン	0.002以下
水銀	0.0005以下	ベンゼン	0.006以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003以下
PCB	検出されないこと	オキサカルバマ	0.02以下
ジクロロメタン	0.02以下	ベンゼン	0.01以下
四塩化炭素	0.002以下	ヒソ	0.01以下
クロロホルム	0.002以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10以下
1,2-ジクロロエチレン	0.004以下	ふっ素	0.8以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1以下	ほう素	1以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	1,4-ジシロキサン	0.05以下

備考

- *1 平成26年11月17日よりトリクロロエチレンの環境基準値が0.03mg/リットル以下から0.01 mg/リットル以下に改正されました。
- *2 令和4年4月1日より六価クロムの環境基準値が0.05mg/リットル以下から0.02mg/リットル以下に改正されました。
- *3 「検出されないこと」とは、定められた測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- *4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、定められた方法により測定されたシス体の濃度とトランス体の濃度の和とする。